

◎恩給法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律

(平成一四年三月三十一日法律第八号)

一、提案理由 (平成一四年三月一九日・衆議院総務委員会)

○片山国務大臣　ただいま議題となりました恩給法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、最近の社会経済情勢等にかんがみ、普通恩給及び扶助料の最低保障額の一部の引き上げ等を行うことにより、恩給受給者に対する処遇の改善を図ろうとするものであります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

この法律案による措置の第一点は、傷病者遺族特別年金、实在職年六年未満の者に係る普通恩給及び普通扶助料の最低保障額の増額であります。

これは、低額恩給の改善を図るため、平成十四年四月分から、傷病者遺族特別年金については二千八百円増額して四十万四千八百円に、また、实在職年六年未満の者に係る普通恩給及び普通扶助料の最低保障額については各千円増額して、それぞれ五十六万八千四百円、四十万円に引き上げようとするものであります。

第二点は、遺族加算の年額の増額であります。

これは、戦没者遺族等に対する処遇の改善を図るため、遺族加算の年額について、平成十四年四月分から、公務関係扶助料に係るものにあつては三千三百円増額して十四万八千五百円に、傷病者遺族特別年金に係るものにあつては二千六百四十円増額して九万八千九百五十円に、それぞれ引き上げようとするものであります。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院総務委員長報告 (平成一四年三月二二日)

○平林鴻三君　ただいま議題となりました法律案及び承認案件につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、恩給法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、恩給受給者に対する処遇の改善を図るため、普通恩給及び扶助料の最低保障額の一部の引き上げ、遺族加算の年額の増額等、所要の改定を行おうとするものであります。

本案は、三月八日本委員会に付託され、去る十九日片山総務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、同日質疑を終局いたしました。翌二十日採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

…………… (略) ……………

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（平成一四年三月二二日）

政府は、次の事項について遺憾なきを期すべきである。

- 一 恩給制度については、国民の意識の変化及び社会経済情勢の変化に対応した制度として、公的年金制度との連携をも視野に入れつつ、その役割を果たすべきである。
- 二 恩給年額の改定については、恩給受給者の生活実態等について十分な調査研究を行い、その結果に基づく合理的かつ明確な基準により行うよう努めること。

三、参議院総務委員長報告（平成一四年三月二九日）

○田村公平君 ただいま議題となりました二案件につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、恩給法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案は、最近の社会経済情勢等にかんがみ、本年四月分から、普通恩給等の最低保障額、公務関係扶助料に係る遺族加算、傷病者遺族特別年金の基本年額及び遺族加算についてそれぞれ増額を行うことにより、恩給受給者に対する処遇の改善を図ろうとするものであります。

委員会におきましては、恩給制度の改善の在り方、恩給の基本的性格と国民への理解促進、今後における戦後処理の方向性等について質疑が行われました。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

……………（略）……………

以上、御報告申し上げます。